

議員報酬額の改定に向けた諮問要望書

令和 8 年 9 月

富士見町議会

目 次

1. はじめに	・・・・・・・・	-2-
2. 現状とこれまでの取り組み	・・・・・・・・	-2-
(1) 30 年間変わらなかった富士見町の議員報酬		
(2) 富士見町議会の経緯・現状		
(3) 諏訪 6 市町村議会の状況		
(4) 全国・県内・類似比較		
(5) 富士見町議会のこれまでの取り組み		
3. 議員報酬と議会・議員活動	・・・・・・・・	-7-
(1) 議会・議員活動とは		
(2) 活動量（日数）の算定方法		
(3) R6 年度調査からの改善点		
(4) 議会活動の詳細（A・B）		
(5) 議員活動の詳細（C・X）		
(6) 算定結果		
4. 議員報酬額の算定	・・・・・・・・	-13-
(1) 全国町村議会議長会の推奨算定モデル		
(2) 町職員の給与改定額との比較（人事院勧告による基本給改定）		
(3) 富士見町議会が提示する議員報酬適正額		
5. 町民への周知、意見聴取	・・・・・・・・	-14-
(1) 町民への周知		
(2) 町民からの意見聴取		
(3) 町民の意見聴取結果		

※資料『アンケート集計結果』

1. はじめに

富士見町議会では適正な議員報酬額について検討や検証を行ってきました。特に近年は議員活動量に見合った報酬額の算出に向けた調査を数年に亘って重ねてきました。議員報酬の見直し（増額）は、議員のなり手不足解消や多様な議員構成実現のために欠かせないものの、一方で議員自らの報酬額を検証し増額を要求することは”議員のお手盛り”とも批判されかねず、慎重かつ丁寧な対応が求められます。

H8.4月以降30年間変わっていない富士見町議会の議員報酬額について、富士見町議会では改めて真摯に検証し、適正額を町民の皆様にお示ししてご意見を伺いましたので、その内容をご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、新たな議員報酬額は来春の統一地方選による新体制後から適用されることを目指しています。多様な顔ぶれの議員構成のためにも、公平公正なご審議をよろしくお願い申し上げます。

2. 現状とこれまでの取り組み

（1）30年間変わらなかった富士見町の議員報酬

現在の議員報酬額はH8.4月に適用されて以降30年間変わっていません。

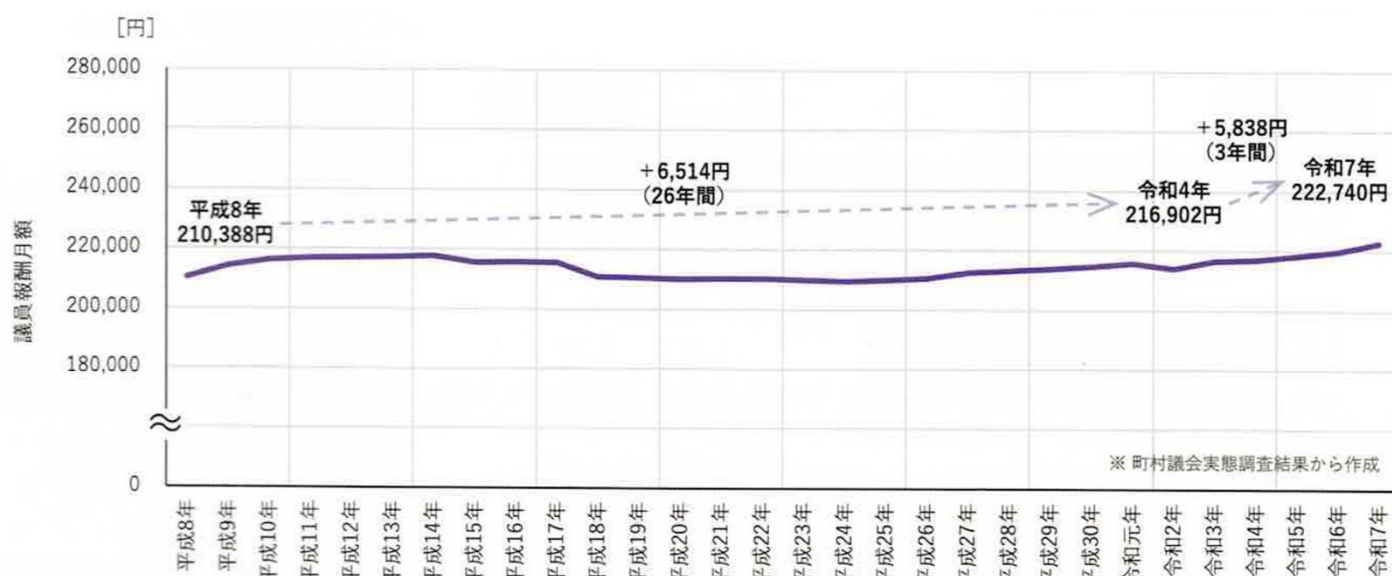
変わらなかった理由として、見直しの手続き（①住民の意見聴取 ②審議会への諮問 ③条例改正の上程）が必要であること、議員の報酬見直し案を議員自ら発議するのは情情的に難しい面があること、などがあります。

加えて、全国町村議会議長会による見解も大きな要因の一つです。

富士見町議会議員報酬の月額(円)	年	全国町村議会議長会の見解
	昭和53年	首長の給与月額の 30% 程度を目指す
148,000	昭和63年	議員活動が増えているにも関わらず報酬見直しの阻害要因になっているのでは？
157,000	平成元年	
166,000	平成2年	
176,000	平成3年	
186,000	平成4年	地方町村議会議員報酬額の低さは議員のなり手不足の要因の一つでは？
201,000	平成8年	
↓	令和4年	議員報酬・政務活動費の充実に向けた動きを
	令和6年	市議会平均の 47% 程度を目指す
201,000	令和8年	議会の活動内容を充実し、住民の理解を得て、議員報酬の適正化に向けた取り組みを

※全国町村議会：議員報酬の現状と改定の状況（全国町村議会議長会資料より）

町村議会の議員報酬月額全国平均は、平成8年に21万円になって以降30年近くこの水準のまま推移していたものの、令和4年に議員報酬の適正化に向けた取り組みを始めてから、徐々に上昇傾向がみられます。



そのような中、先駆的な議会においては、議員のなり手不足対策等を念頭に議員報酬のあり方を抜本的に見直し、議員報酬の大幅な増額改定に踏み切った議会も見受けられます。

表2 議員報酬月額の増額幅の大きい町村議会（予定含む）

団体名	議員報酬月額		増額幅	条例議決日等
	改正前	改正後		
沖縄県竹富町	250,000円	355,000円	105,000円	令和8年3月13日
北海道芽室町	204,000円	300,000円	96,000円	令和8年6月上程予定
熊本県御船町	242,000円	332,600円	90,600円	令和8年3月13日
栃木県那須町	250,000円	330,000円	80,000円	令和7年9月16日
福井県南越前町	226,000円	302,000円	76,000円	令和7年9月12日
石川県志賀町	230,000円	299,000円	69,000円	令和4年12月20日
愛媛県愛南町	181,000円	250,000円	69,000円	令和6年12月9日
北海道弟子屈町	184,000円	250,000円	66,000円	令和5年12月7日
山梨県富士河口湖町	174,000円	240,000円	66,000円	令和7年3月4日
島根県美郷町	204,700円	268,000円	63,300円	令和7年3月14日
熊本県菊陽町	249,000円	310,000円	61,000円	令和7年9月17日
宮城県大和町	240,000円	300,000円	60,000円	令和5年9月15日
茨城県大子町	250,000円	310,000円	60,000円	令和5年12月13日
長野県青木村	164,000円	224,000円	60,000円	令和6年12月12日
長崎県時津町	251,000円	311,000円	60,000円	令和7年2月4日

(2) 富士見町議会の経緯・現状

富士見町議会の議員報酬・議員数・常任委員会数の経緯は下表の通りです。

- ・ H4 までは議員報酬額の検討・増額が頻繁に実施されましたが、H8 以降は不変
- ・ 議員数は H15 に 16 人から 11 人へ（6 市町村合併検討時）
- ・ 常任委員会数は H18 に 3 委員会から 2 委員会へ（常任委員会は賛否が分かれた際の公平を維持するために、委員会の構成人員は最低 5 名が必要）

(単位千円)

	議長	副議長	委員長	議員	議員数	委員会
年月日					16	3
S63.4.1	213	166	156	148	↓	・総務 ・経済建設 ・社会文教 ↓
H1.4.1	226	176	165	157		
H2.4.1	239	186	175	166		
H3.4.1	253	196	186	176		
H4.4.1	268	207	197	186		
	↓	↓	↓	↓		
H8.7.1	288	224	213	201	↓	↓
	↓	↓	↓	↓		
H15.1.1	↓	↓	↓	↓	11	
H18.6.1					2	
					・総務経済 ・社会文教 ↓	
現在	288	224	213	201	11	2

(3) 諏訪 6 市町村議会の状況

○町村議会

	富士見町議会				下諏訪町議会				原村議会			
年度	議長	副議長	委員長	議員	議長	副議長	委員長	議員	議長	副議長	委員長	議員
H8	288,000	224,000	213,000	201,000								
H16									259,000	201,000	194,000	183,000
H17					328,000	266,000	251,000	237,000				
R8									284,000	221,000	212,000	201,000
要望額	394,000	306,000	291,000	275,000								

平成8年より30年間変わらず

22年ぶりに議員報酬の改定

○市議会

	岡谷市議会			諏訪市議会			茅野市議会		
年度	議長	副議長	議員	議長	副議長	議員	議長	副議長	議員
H9				456,000	388,000	349,000			
H15	465,000	396,000	353,000						
H19							435,000	364,000	332,000
R8									
要望額	483,000	411,000	381,000				472,800	395,600	374,800

22年ぶりに議員報酬の改定
R8. 7. 31答申

据え置き
R7. 10. 27答申

18年ぶりに議員報酬の改定
R8. 7. 14答申

（４）全国・県内・類似比較（町村長等の給料月額調査（R7.4月）より）

人口規模と産業構造による類似団体で比較すると、富士見町議会の報酬額は長野県内で最低レベルに位置しています。（単位：千円）

		議長			副議長			議員		
		最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
全体	全町村	499	160	300	430	130	244	400	109	222
	長野県	365	221	273	296	145	201	261	129	180
類似団体別	全町村	412	271	341	330	221	253	310	195	233
	長野県	340	288	308	243	223	233	224	201	211

類似団体別：人口段階別(10,000～15,000人)&産業構造別(第3次産業55%未満)

（５）富士見町議会のこれまでの取り組み

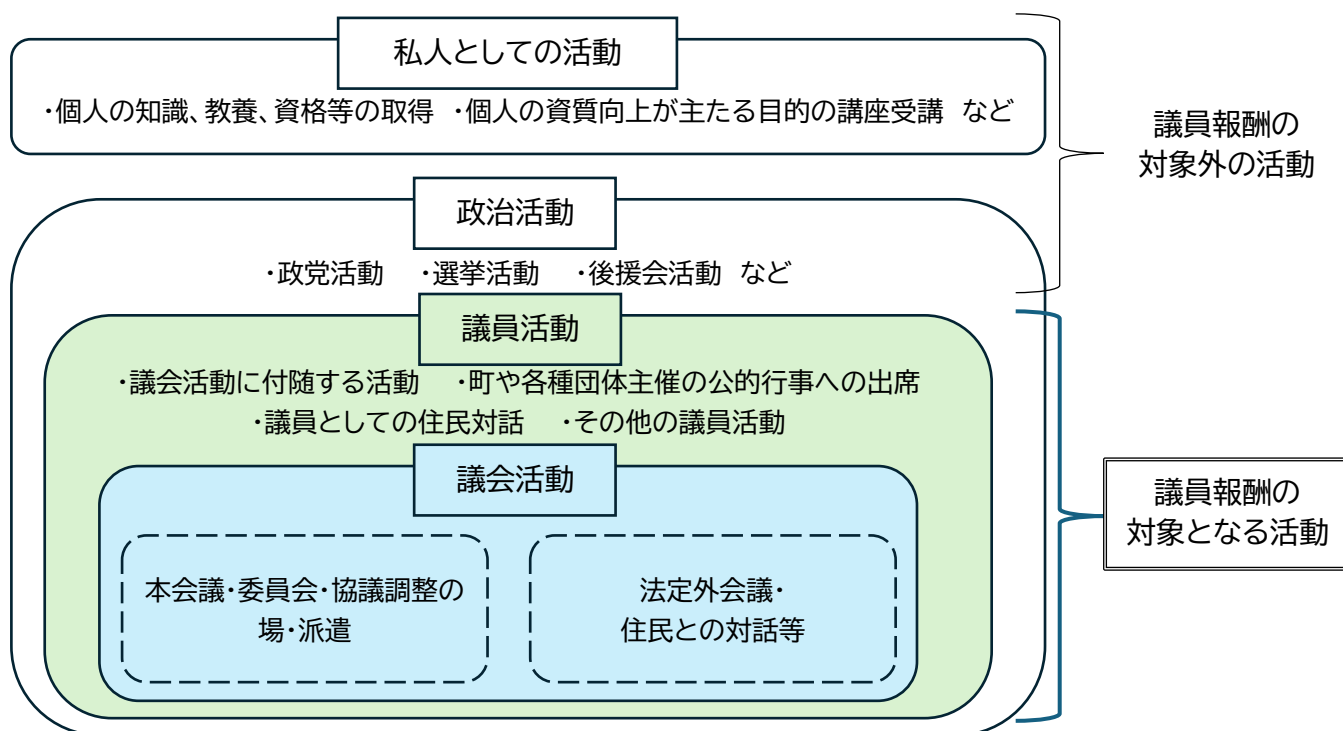
このような現状を踏まえ、富士見町議会では近年さまざまな取り組みを行ってきました。

令和4.6月	専門家(江藤俊昭教授)を招き勉強会実施
令和4.11月	オープンミーティングで意見聴取予定 ⇒コロナで中止
令和5.6月～	議会改革実行委員会で検討
令和6.4月	R5年分の議会・議員活動の集計作業
令和6.7月	プロジェクトチームに移行し、継続検討
令和7.6月	議会改革実行委員会で再検討
令和8.5月	R7年分の議会・議員活動の集計作業

3. 議員報酬と議会・議員活動

(1) 議会・議員活動とは

議員報酬の対象となる議員の活動範囲は「議会活動」と「議員活動」に分けられますが、これは議員の活動は実際に議会が開かれている間のみではないことを可視化するためです。「議会活動」と「議員活動」、「政治活動」、「私人としての活動」は下図のように分類されます。（全国町村議会議長会の資料より）



この分類を富士見町議会の実際の活動に照らし合わせ、次のように細分化しました。

議会活動	A:本会議・委員会・協議調整の場・派遣	・本会議(定例会・臨時会) ・全員協議会・常任委員会・各種委員会 ・特別委員会・予算決算審査
	B:法定外会議・住民との対話等	・オープンミーティング、意見交換会 ・所管事務調査、行政視察、視察受入れ、政策提言 ・研修会、勉強会
議員活動	C:議会活動に付随する活動	・一般質問準備、議案の精読、予算決算審査準備 ・議会だより執筆・校正、議事録・報告書作成 ・委員会・政策提言・オープンミーティング等準備
	X:その他の活動	・住民からの相談 ・議員としての広報活動・調査研究、議連等活动 ・町関係・自治会行事参加、交流会等参加、その他

(2) 活動量（日数）の算定方法

全国町村議会議長会が推奨する議会活動と議員活動の活動量（日数）の算定方法は以下の通りです。

議会活動：実際の活動日数(ただし同日の重複カウントはしない)

議員活動：議員の活動調査より時間単位で積算後、日数換算(1日8時間)

(3) R6 年度調査からの改善点

議会・議員活動量の調査は既に R6 年度に実施しましたが、全国町村議会議長会が推奨する算出方法と相違する部分や精度に欠く部分を確認されたため、次のような改良点を加えて R7 年度分の活動量を調査しました。

R6 調査の課題点	今回調査の改善点
調査期間：R5.5 月～R6.3 月(11 か月間)	議会活動：R7.4 月～R8.3 月(12 か月) 議員活動：R7.10 月～R8.3 月(6 か月)の倍
※改選のため開始期間が R5.5 月に	補欠選挙のため開始期間は R7.10 月に ※議会活動は現体制(所属委員会等)として算出
議長・委員長などの活動部分を含めて算出	議長・副議長・委員長など役職者としての活動部分は活動日数に算入しない
本会議や委員会などの欠席(病欠)等を含めて算出	議会活動や行事参加への欠席等は考慮せずに算出
議会活動(A・B)の活動日数は、実時間に近い時間(8 時間・4 時間・2 時間等)単位で積算し、日数換算(1 日 8 時間)	議会活動の活動日数は、指定通り活動日数を積算。ただし同日に複数の会議等があった場合は重複カウントしない
議員活動(X)の町主催行事への参加は各自の申告	議会事務局で一括算出

(4) 議会活動の詳細 (A・B) ※議会事務局一括調査

前述(1)で富士見町議会の実情に即した議会活動(A・B)の集計結果は以下の通りになります。なお、議会活動の集計は議会事務局が一括して実施しました。

(4-A) 議会活動 A：本会議・委員会・協議調整の場・派遣

小項目		活動詳細	日数	日数(重複)	活動日数
A01	定例会	6月定例会(6/5～6/17),9月定例会(9/11～10/3),12月定例会(11/27～12/10),3月定例会(2/26～3/13)	19	0	19
A02	臨時会	5/16,1/28	2	0	2
A03	全員協議会	4/18,5/12,5/20,6/17,6/30,7/17,8/22,9/17,10/22,11/18,11/27,12/10,1/19,1/28,2/19,3/13	16	6	10
A04	常任委員会	6/11(社文陳情のみ),9/24,12/3,3/9	4	0	4
A05	議会広報編集委員会	4/8,4/26,5/20,6/19,7/10,8/6,9/26,10/10,11/20,12/2,12/16,1/9,2/13,3/16	14	3	11
A06	議会改革実行委員会	4/2,6/5,6/30,7/7,8/5,9/12,10/17,11/11,11/20,11/28,1/28,2/27,3/31	13	7	6
A07	議会運営委員会	4/18,5/30,7/7,9/4,11/20,12/10,1/28,2/20,3/13	9	6	3
A08	特別委員会	4/18、5/20、6/13、10/22	4	3	1
A09	予算・決算審査	9/18、9/19、9/22、3/4、3/5、3/6	6	0	6
			合計(最大)		62

※日数(重複)：同日に重複イベントがあった日数(例：臨時会の前に全員協議会を実施)

※合計(最大)活動日数：すべての委員会等に参加した議員の活動日数(3人該当)

(4-B) 議会活動 B：法定外会議・住民との対話等

小項目		活動詳細	日数	日数(重複)	活動日数
B01	オープンミーティング	2/14	1	0	1
B02	意見交換会	12/9乙事,12/9新田,12/11神戸,12/12信濃境,3/12下葛木	5	1	4
B03	所管事務調査	12/5,3/18-19(総務経済),3/19(社会文教)	4	1	3
B04	行政視察	6/17(富士見小),6/30(伊那市),1/30(中津川市)	3	2	1
B05	視察受入れ	11/20,12/11,12/11,1/14,2/17	5	3	2
B06	研修会	4/24,5/13,7/14,8/28,10/16,1/21,2/14	7	1	6
B07	勉強会	6/12,6/13,7/17,8/14,9/22,10/17,12/5,1/29,1/31,3/10	10	3	7
B08	政策提言	9/30,10/1,10/2	3	0	3
B09	広域・一部事務組合	諏訪広域連合議会、諏訪広域公立大学組合、諏訪南行政事務組合、南諏衛生施設組合	対象外（別手当）		
B10	審議会	上下水道審議会、都市計画審議会			
			合計（最大）		27

※日数（重複）：同日に重複イベントがあった日数（例：意見交換会を同日に2つ実施）

※広域・一部事務組合や審議会は議会活動ではあるが、手当が別途支払われるため、対象外。

（５）議員活動の詳細（Ｃ・Ｘ）

※自己申告＋議会事務局一括調査

前述（１）で富士見町議会の実情に即した議員活動（Ｃ・Ｘ）の集計結果は以下の通りになります。なお、議員活動の集計は自己申告の他、町関係行事など議会事務局が一括して集計したものを加算しました。

Ｃ：付随する活動			Ｘ：その他の活動		
小項目		調査方法	小項目		調査方法
C01	一般質問準備	自己申告	X01	住民からの相談	自己申告
C02	議案の精読		X02	議員としての広報活動	
C03	予算・決算審査準備		X03	議員としての調査・研究	
C04	議会だより（個人）		X04	議員連盟等の活動	
C05	議会だより（委員）		X05	関連団体活動	
C06	議会だより校正		X06	町関係行事参加	事務局集計
C07	委員会・政策提言準備		X07	自治会行事参加	自己申告
C08	委員会等議事録		X08	交流会参加	事務局集計＋自己申告
C09	オープンミーティング等準備		X09	その他	事務局集計＋自己申告
C10	所管事務調査 報告書		X10	正副議長	対象外
C11	その他				
C12	議会だより校正（委員長）	対象外			
C13	委員会準備（委員長）				
C14	委員会等議事録（委員長）				
C15	その他（委員長）				

※C12～C15：委員長としての活動のため対象外（委員長加算額の評価に活用）

※X06：町関係行事（事務局集計分）

日程	行事	参加者	日程	行事	参加者
4/4	富士見中学校入学式	正副議長、社会文教常任委員長	10/1	縄文王国収穫祭準備	全議員
4/17	富士見町新入職員歓迎会	議長、総務経済常任委員長	10/4	赤彦祭碑前祭	正副議長、社会文教常任委員
5/11	町政70周年記念式典	全議員	10/11	病院祭	議長
5/17	入笠山開山祭	議長、総務経済常任委員	10/18	高原の縄文王国収穫祭	参加可能議員
5/20	商工会通常総会	議長、総務経済常任委員	10/31	町政功労者表彰式	正副議長
6/8	富士見町消防ポンプ操法大会	正副議長、社会文教常任委員	11/2	総合文化祭 開催式典	議長
6/14	文化協会50周年記念式典	全議員	12/15	パノラマリゾート冬季安全祈願祭	議長等
6/22	諏訪地区消防ポンプ操法大会等	正副議長、社会文教常任委員	12/17	富士見高原スキー場安全祈願祭	議長
6/26	諏訪圏工業メッセ開会式	正副議長、総務経済常任委員	1/11	消防出初式・表彰式	正副議長、社会文教常任委員
7/26	富士見OKKOH祭	全議員	1/11	二十歳を祝う会	議長、社会文教常任委員長
7/30	富士見小児童クラブ開所式	全議員	1/20	富士見商工会新年交歓会	全議員
8/4	富士見町長 当選証書授与式	正副議長	1/27	フォトコンテスト	議長
8/25	社会福祉協議会理事会	議長、社会文教常任委員長	3/18	富士見中学校卒業証書授与式	正副議長、社会文教常任委員長
8/26	戦没者追悼式	全議員	3/30	社協 総会	議長、社会文教常任委員長
9/20	社協まつり	議長、参加議員			

※X08：交流会（事務局集計分）

10/8	諏訪地方議会議員交流会	全議員	10/21	西伊豆町議会との交流会	全議員
------	-------------	-----	-------	-------------	-----

(6) 算定結果

以上より、算定した『議会・議員活動日数』は下表の通り。

各議員		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	平均
議会活動	A	41	62	55	47	62	48	41	55	48	62	47	52
	B	19	22	19	20	23	23	19	22	22	23	20	21
議員活動	C	25	21	18	17	29	9	10	8	41	16	15	19
	X	28	33	20	10	43	12	18	20	54	16	49	27
合計日数		112	137	112	94	157	92	88	104	165	117	130	119

各議員の活動日数の平均値より、富士見町議会議員の活動日数は『119日』と算定されました。

※委員長・副議長・議長の加算額についても算出・集計し検証しましたが、サンプル数が少なく妥当性を評価するには至らないと判断しました。

委員長：4人分（通常は5人：議会広報編集委員長と議会改革実行委員長が兼任）

副議長：1人

議長：1人

4. 議員報酬額の算定

(1) 全国町村議会議長の推奨算定モデル

全国町村議会議長会には、議会・議員活動量から議員報酬額を算定する『原価方式の算定モデル(R4モデル)』があり、推奨しています。

●原価方式の算定モデル(議員報酬額の算定式)

議会・議員活動量(時間・日数)

× 首長給料(円) = 議員報酬(円)

首長の活動量(時間・日数)※

*議会・議員活動量は、単に時間・日数の積み上げではなく活動内容も提示する

*議会改革の到達点が議員報酬水準になる

※首長の活動日数

首長の職務遂行の実態を踏まえ法定休日の半分程度を公務につくものと推定しモデル値を算出
365日 - (土曜日・日曜日:104日 + 国民の休日:16日) × 1/2 = 305日

算定モデルに算出結果等のデータを挿入して、議員報酬額の適正額を算出

議会・議員活動量(日数:119日)

× 首長給料(707,000円) = 議員報酬(275,000円)

首長の活動量(日数:305日)

(2) 町職員の給与改定額との比較(人事院勧告による基本給改定)

富士見町議会の議員報酬額はH8以来30年間変わっていませんが、町職員の給与はH7以降5回(H17、H27、R1、R6、R7)改定されています。※増額比:約40%

町職員の給与改定と同率で改定していたと仮定すると・・・約281,400円

●人事院勧告における「行政職俸給表」の推移

令和7年		人事院勧告 行政職俸給表 イ 行政職俸給表(一)						
職員の区分	職務の級 (役職)	1級 主事	2級 主任	3級 主査	4級 専任係長	5級 係長	6級 専任課長	7級 課長
定年前再任用 短時間勤務職員以外 の職員	1	円	円	円	円	円	円	円
	2	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	3	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	4	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	5	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
平成7年度 との比較	1	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	2	-	-	151.4%	144.0%	142.9%	145.1%	154.7%
	3	147.4%	144.0%	146.5%	139.4%	138.5%	140.8%	150.3%
	4	143.7%	139.4%	141.9%	135.0%	134.3%	136.8%	146.1%
	5	139.9%	134.8%	137.7%	130.7%	130.5%	132.9%	142.1%
平成7年		135.9%	131.5%	133.3%	126.7%	127.0%	129.3%	138.2%
平成7年		人事院勧告 行政職俸給表 イ 行政職俸給表(一)						
定年前再任用 短時間勤務職員以外 の職員	1	-	-	182,500	215,200	232,700	252,800	272,000
	2	133,600	169,000	189,300	223,300	241,400	261,700	281,200
	3	137,900	175,000	196,100	231,600	250,300	270,600	290,600
	4	142,400	182,500	202,900	240,300	258,900	279,600	300,100
	5	147,400	188,200	210,200	249,100	267,300	288,600	309,800

※平成7年度と令和7年度の比較:1級から7級の1号俸から5号俸の平均:約40%

(3) 富士見町議会が提示する議員報酬適正額

富士見町議会は、議会・議員活動量を慎重に丁寧に検証してきた活動を重視し、全国町村議会議長会が推奨する『原価方式の算定モデル(R4 モデル)』による議員報酬額算定額を、適正額として提示いたします。

なお、委員長・副議長・議長の加算分に関しては、(前述した通り) サンプル数が少なく妥当性を評価できないため、現状の加算割合を適用します。

	議員	委員長	副議長	議長
現在の月額報酬額	201,000円	213,000円	224,000円	288,000円
議員との比率	1.000	1.060	1.114	1.433
適正な月額報酬額	275,000円	291,000円	306,000円	394,000円

5. 町民への周知、意見聴取等

(1) 町民への周知

上述した1. ～4. の情報を以下の手段にて町民への周知を図りました。

●議会だより 191号 (R8年8月1日発行)

●富士見町議会ホームページ

●オープンミーティング (全4回)

8月24日(月)	19時～20時30分	本郷小学校
8月25日(火)	19時～20時30分	旧落合小学校
8月26日(水)	19時～20時30分	境小学校
8月29日(土)	13時～14時30分	役場3階会議室

(2) 町民からの意見聴取

以下の項目について、町民の意識聴取を実施しました。

聴取方法：①ハガキで回答 ②ネットで回答 ③オープンミーティングに参加して回答

【アンケート項目】

Q1:議員報酬額の見直しは必要だと思いますか。

① 必要 ② 不要 ③ わからない (コメント欄アリ)

Q1:現在の議員報酬額についてお聞かせください。

① 低い ② 適性 ③ 高い ④ わからない (コメント欄アリ)

Q3:提示した議員報酬額についてお聞かせください。

① 低い ② 適正 ③ 高い ④ わからない (コメント欄アリ)

Q4:議会や議員に望むこと、期待することをお聞かせください。

(コメント欄アリ)

Q5:その他ご意見をお聞かせください。

(コメント欄アリ)

(3) 町民の意見聴取結果

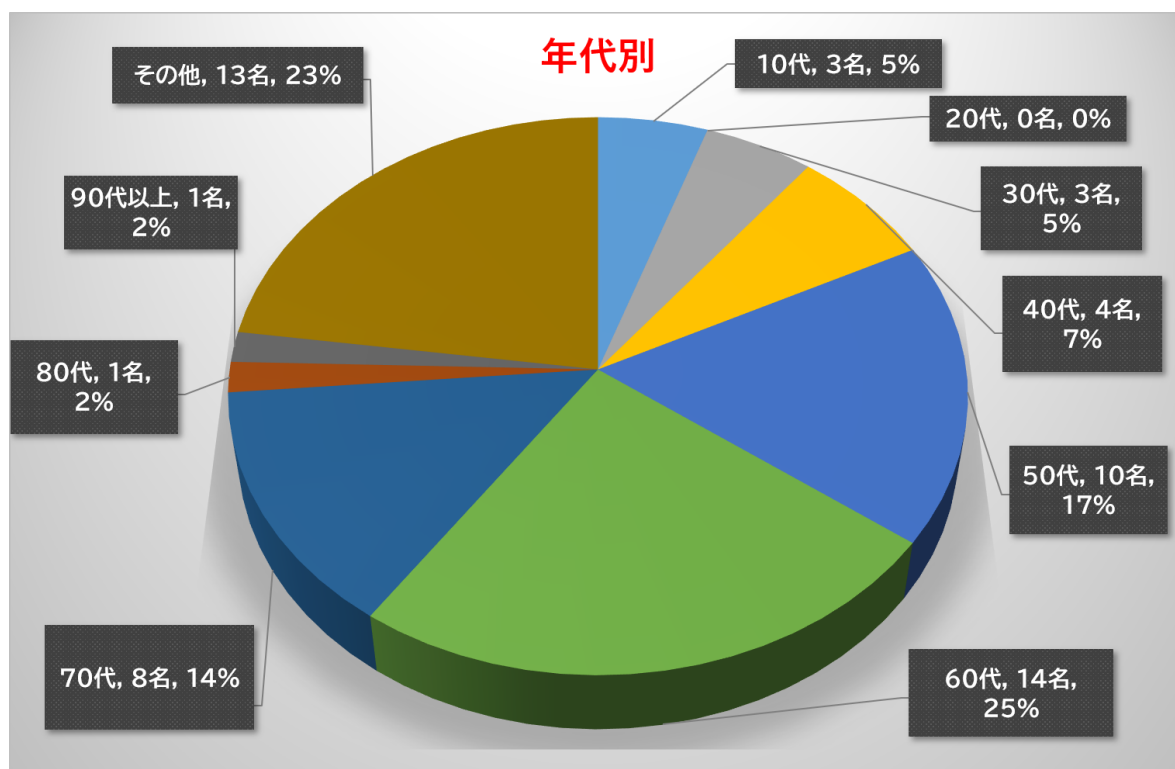
R8 年 8 月 1 日から 8 月 31 日の間に、計 57 件の回答がありました。

その内訳と集計結果は以下の通りです。

※コメント等詳細は資料『アンケート集計結果』参照

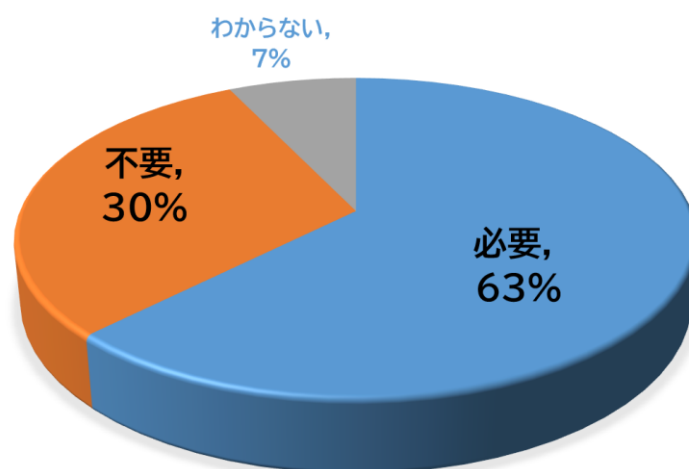
聴取方法	回答数	備考
ハガキ	19通	
ネット(Logoform)	33件	
オープンミーティング	5名	参加は6名(1名は町外在住)
合 計	57件	

【回答者の年齢割合】

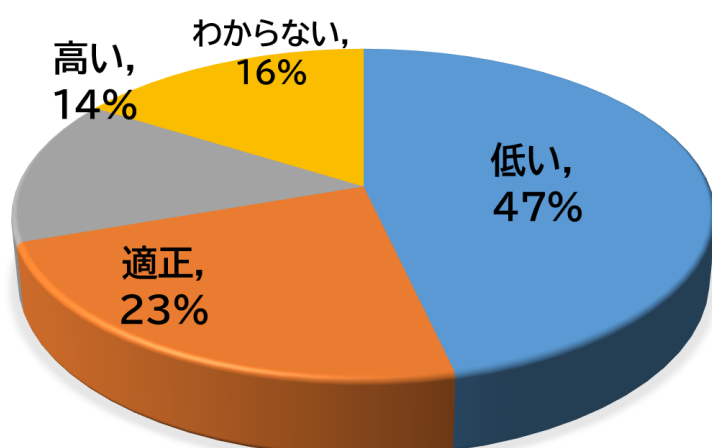


【回答内容】

Q1:議員報酬の見直しは？



Q2:現在の議員報酬額は？



Q3:提示した議員報酬額は？

